2026 年 10 月 16 日
国民民主党

早期に講じるべき物価上昇対策

政府は、「現下の物価の上昇に鑑み、令和 9 年 4 月 1 日から令和 11 年 3 月 31 日までの間、飲食料品について消費税の税率を 1%とする特例を創設」することとしているが、令和 8 年度中には物価上昇への対応を講じない。

国民民主党は、衆院選の公約でも掲げた「社会保険料負担軽減給付付き現役世代減税法案」を提出するが、「現下の」物価上昇に対応するため、その内容を前倒し実施する観点からも、以下の 3 項目の「早期に講じるべき物価上昇対策」を提言し、切れ目なく国民の暮らしを守る政策の実現に取り組んでいく。

なお、財源については、令和 8 年度分は令和 8 年度予備費を充てる。

１．電気代・ガス代・灯油代・水道代・公営住宅家賃等の負担軽減

物価高の中で個人の努力だけでは削減が難しい基礎的な生活コストの負担を軽減するため、年度末まで電気代・ガス代・灯油代の補助、を行うとともに、特別交付税等を通じた水道代の基本料金免除・公営住宅家賃・保育料の負担軽減措置等を行い、低所得世帯や子育て世帯等を支援する

２．中小企業・農林水産業等の価格転嫁、適正取引、賃上げ支援

原材料価格やエネルギーコスト上昇を踏まえ、ここ数年積み上げてきた持続的な賃上げを支援する観点からも、幅広い産業におけるサプライチェーン全体の適正取引や適切な価格転嫁が行われるよう、強力に支援する

３．「社会保険料還付」の前倒し給付

社会保険料還付付き住民税控除導入への第 1 ステップとして、簡易な対応の「社会保険料還付」の前倒し給付を迅速に行う。その際、社会保険料負担が大きい低中所得の勤労者層を中心に負担の軽減を図る。給付水準は、併せて導入を目指す住民税控除(減税)の水準を踏まえ、5 万円程度とする